

# 各自治体のコールセンター支援制度一覧-③

6~7月号に引き続き、各自治体のコールセンター支援制度をご紹介します。

## 【市町村】

### 北海道

千歳市	<b>●千歳市工業等振興条例に基づく助成措置</b>	
	①産業支援施設等の新設・増設に対する助成 ②賃借による産業支援施設等の開設に対する助成	
	①投資額:3,000万円超 雇用増:5人以上 ②雇用増:5人以上	①固定資産税相当額 3年間交付(合計限度額1億円) 雇用者(市内居住者) 1名につき30万円(限度額2,000万円) ②雇用者(市内居住者) 1名につき30万円(限度額3,000万円)
連絡先 千歳市産業振興部産業支援室企業振興課企業振興係 TEL0123-42-0522 <a href="http://www.city.chitose.hokkaido.jp/yuuchi/">http://www.city.chitose.hokkaido.jp/yuuchi/</a>		

函館市	<b>●企業立地の促進に関する条例に基づく助成制度</b>	
	①投資額を基準とした助成 ・製造業・自然科学研究所・ソフトウェア業・データセンター事業・コールセンター事業 ・国際物流関連事業 投資額2,500万円以上、雇用増5人以上 ②雇用増を基準とした助成 ・ソフトウェア業・データセンター事業・コールセンター事業 雇用増5人以上、新設のみ	
	①函館臨空工業団地、函館テクノパーク、函館港町ふる頭港湾関連用地に立地する場合 ・雇用増数に応じて投資額の10~25%を助成 上記以外に立地する場合 ・雇用増数に応じて投資額の5~12.5%を助成(新設の場合は10~25%) 限度額2億円 ②雇用増1人あたり/30万円(~100人)、20万円(101~200人) 限度額5,000万円 ・賃借料が発生した日から1年間のオフィス賃借料の50% 限度額500万円	
連絡先 函館市経済部工業振興課 TEL 0138-21-3314 <a href="http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/keizai/kougyou/kigyouricchihojo/kigyouricchi_top.htm">http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/keizai/kougyou/kigyouricchihojo/kigyouricchi_top.htm</a>		

岩見沢市	<b>●岩見沢市新産業創出・雇用促進支援補助金</b>	
	本市の区域内において先端技術産業等の成長性の高い事業を行う企業を支援 補助対象となる企業は、情報通信技術関連企業(コールセンター含む)などで、市内で新たに事業所等を開設し、又は、増設し、かつ次に掲げる要件①~③のいずれかに該当する企業。 ①当該事業所等の操業開始日までの間に、新たに本市の市民10人以上雇用する企業 ②本市イントラネットワークを経由して外部通信回線と接続した通信回線を活用して事業を行う企業 ③事業所の新築、増築又は既存物件の取得及び設備機器の購入に係る投資額の総額が20億円を超える企業	
	(1) 事業所等の新・増築、又は既存物件の取得に係る補助金 【投資額(3,000万円以上、増築の場合1,000万円以上)の1/2以内】上限3,000万円以内 (2) 設備機器の購入補助【投資額(1,000万円以上)の1/2以内】上限5,000万円以内 (3) 事業所等の賃貸補助【月額25万円以上の賃貸で1/3以内】3年以内で上限3,000万円 ※(2)(3)はいずれか一つを選択 (4) 人材育成、教育研修に係る補助 ア) 操業開始日以前の研修等【1人につき上限30万円】総額上限3,000万円 イ) 操業開始日以降1年以内の研修等 【新規雇用10人以上で本市の市民となった場合、1人につき上限30万円】総額上限3,000万円 (5) 本市イントラネットワーク活用に係る通信・電話回線の補助 【通信回線費用の1/2以内、電話回線費用の1/3以内】補助期間:3年以内	
連絡先 岩見沢市経済部企業立地情報推進室 TEL 0126-23-4111 (内線576)		

美唄市	<b>●①美唄市の工場等新設に対する助成 ②美唄市の工場等増設に対する助成</b>	
	①②とも 工業の事業場 ソフトウェアハウス 試験研究施設 衛星通信施設 物流関連施設 コールセンター施設 データセンター施設	
	①区分:投資額/要件:5,000万円以上/助成率(額):10%に相当する額/限度額:5,000万円 区分:用地取得/要件:投資額が5,000万円以上で、取得から3年以内に操業開始/助成率(額):取得額の25%に相当する額/限度額:5,000万円 区分:雇用者/要件:投資額が5,000万円以上で、新たな雇用の増が5人以上/助成率(額):新たな増数に30万円を乗じた額/限度額:2,000万円m 区分:工業用水使用料/要件:契約水量日50m <sup>3</sup> 以上/助成率(額):1m <sup>3</sup> 当り20円相当(使用開始後3年間)/限度額:1年につき300万円 ②区分:投資額/要件:2,500万円以上/助成率(額):5%に相当する額/限度額:3,000万円 区分:雇用者/要件:投資額が2,500万円以上で、新たな雇用の増が2人以上/助成率(額):新たな増数に30万円を乗じた額/限度額:1,500万円 区分:工業用水使用料/要件:投資額が2,500万円以上で、契約水量日50m <sup>3</sup> 以上の増/助成率(額):1m <sup>3</sup> 当り20円相当(増となってから3年間)/限度額:1年につき300万円	
連絡先 美唄市商工交流部 産業・雇用対策課 TEL 0126-63-0111 <a href="http://www.city.bibai.hokkaido.jp/">http://www.city.bibai.hokkaido.jp/</a>		

滝川市	<b>●①設備投資に対する助成 ②雇用に対する助成 ③産業ステップアップ支援事業助成</b> (期間:①②滝川市商工業振興条例による。期限なし。③当面継続)	
	対象要件 ①②滝川市内に工場等を新設・移設・増設される企業。 ※設備投資額、新規雇用人数による制限あり。 ③滝川市内で起業・創業、新分野進出、新商品開発などを計画している個人・企業など	
	①設備投資に対する助成:滝川市内に、工場等を新設・移設・増設する場合で、新設の場合、事業用の建物・償却資産に係る初年度固定資産税課税標準額の7%(移設・増設の場合3%)を基本とし、業種・地域により最高10%(移設・増設の場合最高5%)を助成。 ※総額5,000万円限度 ②雇用に対する助成:①の設備投資に対する助成に該当する方で、滝川市内に居住の新規常用雇用者に係る年間給与額の7%を基本とし、業種・地域により最高10%を助成。 ※1人当たり30万円、総額500万円限度 ③産業ステップアップ支援事業助成:滝川市内で行われる起業や新分野進出、など新たな事業の取り組みに対する助成。※助成金額:対象事業費の1/3以内で上限100万円	
連絡先 滝川市商工労働課産業連携室 TEL 0125-23-1234 内線1357		

旭川市	<b>●旭川市工業等振興促進条例</b>	
	①投資額2,500万円以上 ②雇用増5人以上	○雇用に対する助成：雇用者1人当たり30万円を3年間助成(各年2,000万円限度) ○課税免除：固定資産税・都市計画税を3年間課税免除 ○設置奨励金：事業所税相当額を3年間助成 ※コールセンターに特化した支援制度創設検討中(オフィス賃貸料の1/2、人材育成助成等)
	●連絡先 旭川市経済観光部産業振興課企業立地担当 TEL 0166-25-9115 (直通) <a href="http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/sangyousinkou/youuchi/">http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/sangyousinkou/youuchi/</a>	
留萌市	<b>●情報通信産業振興補助金</b>	
	新設、増設、常用雇用者増	補助金の交付
	●連絡先 留萌市産業建設部経済港湾課経済振興係 TEL 0164-42-1840 <a href="http://www.e-rumoi.jp/">http://www.e-rumoi.jp/</a>	
北見市	<b>●企業立地促進条例 北見市企業立地報奨金制度</b>	
	企業立地促進条例 1) 土地・建物・設備補助金 要件：①対象施設の固定資産評価額(土地、建物、設備の総額)が3,000万円以上②常用雇用者が3人以上。上記2つを同時に満たす場合 2) 雇用補助金 要件：常用雇用者15人以上 北見市企業立地報奨金制度 1) 土地・建物・設備に関する報奨金 要件：①対象施設の固定資産評価額(土地、建物、設備の総額)が3,000万円以上②常用雇用者が3人以上。上記2つを同時に満たす場合 2) 雇用に関する報奨金 要件：常用雇用者15人以上	企業立地促進条例 1) 土地・建物・設備補助金補助率・金額等：固定資産税相当額。(上限：1,000万円/年、最大5年間) 2) 雇用補助金 補助率・金額等：常用雇用者1人につき20万円。(上限：1,000万円/年、最大5年間) 北見市企業立地報奨金制度 1) 土地・建物・設備に関する報奨金額等：固定資産税相当額。(上限500万円(1回限り)) 2) 雇用に関する報奨金額等：常用雇用者1人あたり20万円に加え、固定報奨金300万円。(上限：1,000万円(1回限り))
	●連絡先 北見市商工観光部産業立地労政課 TEL 0157-25-1392 <a href="http://www.city.kitami.lg.jp/sanrousei/yuchi/yuchitop.htm">http://www.city.kitami.lg.jp/sanrousei/yuchi/yuchitop.htm</a>	
室蘭市	<b>●室蘭市産業振興条例 産業支援サービス(コールセンター)の新設・増設に対する助成</b> ※インバウンド系のコールセンターを望みます	
	新設・増設とも、固定資産評価額が3,000万円以上の施設・設備の投資を行うとともに常用雇用15人以上の増員が伴うこと。	・情報通信機器に対する助成 (限度額1億円) 情報通信機器の固定資産評価額の40%を3年分割で助成 ・施設設置に対する助成 (限度額2億円) 固定資産税・都市計画税額の一定割合を助成 1年目：100% 2年目：75% 3年目：50% ・雇用に対する助成 (限度額6,000万円) 補助対象従業員1人につき20万円を助成 ・用地取得に対する助成 (限度額1億円) 用地取得のうち、補助対象面積の固定資産評価額の40%を3年間分割で助成
	●連絡先 室蘭市経済部産業振興課 TEL 0143-25-2704 <a href="http://www.city.muroran.lg.jp/main/org6200/hokkaido.html">http://www.city.muroran.lg.jp/main/org6200/hokkaido.html</a>	
帯広市	<b>●帯広市企業立地促進条例 コールセンターの新設・増設に対する助成</b>	
	新設の場合は投資額2,000万円以上でかつ雇用5人以上増加すること、増設の場合は投資額1,000万円以上で雇用3人以上増加すること	投資額の8%、一人あたり10万円(正規職員の場合15万円) 限度額：投資額1億円、雇用増5,000万円まで
	●連絡先 帯広市商工観光部工業労政課 TEL 0155-65-4167 <a href="http://www.city.obihiro.hokkaido.jp">http://www.city.obihiro.hokkaido.jp</a>	
釧路市	<b>●釧路市企業立地促進条例</b> ①設備投資資金助成 ②雇用助成 ③土地取得助成 ④事業所賃借料助成 ⑤通信回線使用料助成 ⑥課税免除	
	①【新設の場合】 ・固定資産取得価額(土地を除く)が5,000万円以上 ・(釧路地区)雇用増10人以上 (阿寒・音別地区)雇用増5人以上 【増設の場合】 ・固定資産取得価額(土地を除く)が3,000万円以上 ・(釧路地区)雇用増10人以上 (阿寒・音別地区)雇用増5人以上 ②雇用増10人以上 ③【市外からの進出の場合】 ・土地を取得し、3年以内に操業を開始すること 【市外からの進出以外の場合】 ・土地を取得し、3年以内に操業を開始すること ・雇用増10人以上 ④雇用増50人以上 ※新設の場合のみ ⑤雇用増50人以上 ※新設の場合のみ ⑥固定資産取得価額(土地を除く)が2,100万円超	①固定資産取得価額(土地を除く)の8/100以内の額 (限度額 4,000万円) ②新たに雇用される者のうち、市内居住者1人につき20万円(新たに雇用される者が規則で定める市内居住者であるときは30万円) (限度額 3,000万円) ③土地取得価額の25/100相当額(ただし事業場の用に直接供する部分の建築面積相当分) (限度額 1億円) ④事業施設賃借料の1/2相当額(3年間) (限度額 年500万円) ⑤通信回線使用料の1/2相当額(3年間) (限度額 年1,000万円) ⑥固定資産税・都市計画税課税免除(3年間) 1年目：100/100以内 2年目：75/100以内 3年目：50/100以内 (限度額 なし)
	●連絡先 釧路市経済部産業推進室 TEL 0154-31-4550 <a href="http://www.city.kushiro.hokkaido.jp/">http://www.city.kushiro.hokkaido.jp/</a>	
<b>■岩手県</b>		
盛岡市	<b>●盛岡市の企業誘致優遇策 コールセンター・ニュービジネスに対する優遇措置(盛岡市情報関連企業立地促進事業補助金)</b> (平成22年度中までに操業を開始した企業に限る)	
	対象要件：右の各助成措置を参照	①新規雇用に関する助成措置：操業開始の日から3月以内に市民を20人以上を新規雇用し、継続して1年以上雇用した場合、20万円/人を助成。上限2,000万円(操業を開始した年度のみ助成) ②通信回線使用料の助成措置：補助を受けようとする年度の3月31日の新規雇用者が20人以上の場合、通信回線使用料の1/2以内の額を操業開始の日の属する年度の翌年度から3年度助成(単年度上限500万円) ③事業所の賃貸料の助成措置：補助を受けようとする年度の3月31日の新規雇用者が20人以上の場合、事業所の賃貸料の1/3以内の額を操業開始の日の属する年度の翌年度から3年度助成(単年度上限500万円) ※②③の助成を重複して受けることはできない
	●連絡先 盛岡市商工観光部企業立地雇用課 TEL 019-651-4111 内線3772～3774 <a href="http://www.city.morioka.iwate.jp/">http://www.city.morioka.iwate.jp/</a> トップページ⇒「産業と雇用」⇒「産業情報」⇒「工場等設置優遇制度・商工団体」	

<b>宮城県</b>	
<b>●1.雇用奨励金 2.追加雇用奨励金 3.加算奨励金</b>	
<p>対象区域:市の市街化区域内</p> <p>1.雇用奨励金対象:営業開始後6ヶ月を経過し、20名を超える(市内に居住する)者を新規雇用した場合、その超えた人数に応じて助成。ただし、移設の場合、移設後から移設前の人数を差し引いた内、新規雇用者を助成対象。</p> <p>2.追加雇用奨励金:奨励金の交付を受けた事業者が、交付を受けた日から1年以内に新たに20名を超える者を雇用した場合、その超えた人数分を助成</p> <p>3.加算奨励金:各運営経費ごと奨励金を交付</p> <p>3-1.投下固定資産に対する助成</p> <p>3-2.年間の通信回線使用料に対する助成</p> <p>3-3.年間の建物賃借料(賃借に付随する諸経費を除く)及び設備機器賃借料に対する助成</p> <p>3-4.雇用替え:情報通信関連事業所の新設または移転の日から1年以内に短時間・派遣労働者から常時雇用者に雇用替えになった場合、人数分を助成</p>	<p>1 雇用奨励金:新規常時雇用者 30万円/人新規短時間・派遣労働者 24万円/人 限度額:5,000万円(新設・移設・増設)</p> <p>2 追加雇用奨励金:奨励金の交付を受けた事業者が、交付を受けた日から1年以内に新たに20名を超える者を雇用した場合、その超えた人数分を助成 限度額:5,000万円</p> <p>3 加算奨励金(新設・移設)</p> <p>3-1 投下固定資産額:固定資産課税標準額の1/10を助成 限度額:5,000万円(当初)</p> <p>3-2 通信回線使用料:年間の通信回線使用料の1/6を2年間助成限度額:2,000万円(単年度1,000万円限度)</p> <p>3-3 建物賃借料および設備機器賃借料:年間の建物・設備機器賃借料の1/6を2年間助成 限度額:2,000万円(単年度1,000万円限度)</p> <p>3-4 雇用替え:情報通信関連事業所の新設または移転の日から1年以内に短時間・派遣労働者から常時雇用者に雇用替えになった場合、人数分を助成 6万円/人 限度額:1,000万円</p>
<p>連絡先 名取市役所総務部政策企画課 TEL 022-384-2111 (代表) <a href="http://www.city.natori.miyagi.jp">http://www.city.natori.miyagi.jp</a> 名取市ガイドー都市開発一名取市情報通信関連企業立地促進制度の概要</p>	
<b>●栗原市コールセンター立地促進特別奨励金(期間:平成22年3月31日まで)</b>	
<p>交付要件:平成21年4月1日から平成22年3月31日までに市内にコールセンターを新設した企業で新設による営業開始日から6ヶ月を経過した日において市内に住所を有する新規雇用者を20人超えている企業。</p> <p>※宮城県情報通信関連企業立地促進奨励金との併用が可能。また、平成20年度から、栗原市独自でオペレーター養成セミナーも計画している。</p>	<p>①雇用奨励金:新規雇用者数に応じた交付/20人を超える新規雇用者数×交付単価 ※交付単価 1)新規常時雇用者:30万円 2)新規短時間労働者及び新規派遣労働者:24万円</p> <p>②加算奨励金</p> <p>1)投下固定資産額加算:土地を除く固定資産税の課税標準額×10%を交付</p> <p>2)賃借料加算:コールセンター業務に利用する年間の家屋・駐車場・償却資産(機械及び装置に限る)賃借料の合計額×50%を2年間交付</p> <p>3)雇用替え加算:開業日から1年以内に常時雇用者に雇用替えとなった人数×6万円を交付(あらかじめ常時雇用者への登用制度の整備が必要)</p> <p>限度額:①限度額なし ②1)5,000万円 2)2,000万円 3)500万円</p>
<p>連絡先 栗原市産業経済部産業戦略課戦略推進係 TEL 0228-22-1220 <a href="http://www.kuriharacity.jp/">http://www.kuriharacity.jp/</a></p>	
<b>●登米市コールセンター立地促進特別奨励金制度</b>	
<p>対象:営業開始後、3か月を経過し新規雇用(新規パート、派遣労働者含む)の数が20人を超える事業所</p>	<p>1)20人を超える新規雇用者の数に対して:新規雇用者1人につき30万円(限度額なし)、新規パート、派遣労働者1人につき24万円(限度額なし)</p> <p>2)土地を除いた固定資産課税標準額の10分の1(限度額5万円)</p> <p>3)建物、駐車場、設備賃借料の2分の1を2か年交付(単年度2千円を限度)</p> <p>4)回線使用料の6分の1を2か年交付(2か年で2千円を限度)</p> <p>5)新設、移転日から1年以内にパート、派遣労働者を常時雇用者にした場合、1人につき6万円(限度額5万円)</p>
<p>連絡先 登米市産業経済部商工観光課 TEL 0220-34-2734 <a href="http://www.city.tome.miyagi.jp/">http://www.city.tome.miyagi.jp/</a> トップページ→「商業・工業各種奨励金」</p>	
<b>長野県</b>	
<b>●雇用創出企業立地支援助成金</b>	
<b>①雇用創出に関する助成 ②施設改修に関する助成</b>	
<p>対象要件:①②市内に事業所を新設・移設・増設すること</p> <p>①②3年以内に市内から新規に次の常用雇用者を1年以上雇用すること(中小企業者の場合:15人以上、それ以外の場合:30人以上)※都市計画区域外の場合:10人以上</p> <p>②上記に該当する事業者で、事業所の改修に必要な経費が2000万円以上となること</p>	<p>助成額</p> <p>①雇用創出に関する助成:100人までの新規常用雇用者:1人につき10万円 101人以上の新規常用雇用者:1人につき20万円</p> <p>②施設改修に関する助成:施設改修に要する費用の1/2以内 限度額:①5,000万円 ②上記の常用雇用者数×100万円または5,000万円のいずれか低い額</p>
<p>連絡先 長野市産業振興部産業政策課企業立地推進室 TEL 026-224-6751 <a href="http://www.city.nagano.nagano.jp">http://www.city.nagano.nagano.jp</a> 「各課のご案内」産業政策課のページへ</p>	
<b>和歌山県</b>	
<b>●和歌山市の助成制度 特定サービス事業</b>	
<b>①設置奨励金 ②用地取得奨励金 ③雇用奨励金 ④環境整備奨励金</b>	
<p>・投下固定資産総額1億円(中小3千万円)以上</p> <p>・新規雇用者10人(中小5人)以上</p>	<p>①固定資産税・都市計画税相当額(3年間)(各年度2億円限度)</p> <p>②事業用地取得費×10%(移設の場合は増加分、2億円限度)</p> <p>③新規雇用者数(雇用保険、健康保険、厚生年金保険)×50万円 新規雇用者数(雇用保険のみ)×10万円(4千万円限度)</p> <p>④緑地等工事費×50% インフラ整備費×50%(1千万円限度)</p>
<b>●雇用奨励金に限る</b>	
<p>・市内に住所を有する総雇用者50人(雇用体系にとらわれない)以上</p> <p>・新規雇用者5人以上</p>	<p>・新規雇用者数(雇用保険、健康保険、厚生年金保険)×50万円</p> <p>・新規雇用者数(雇用保険のみ)×10万円</p>
<p>連絡先 和歌山市まちづくり局産業部企業立地課 TEL 073-435-1050 <a href="http://www.city.wakayama.wakayama.jp/menu_1/gyousei/kigyosien/annai.html">http://www.city.wakayama.wakayama.jp/menu_1/gyousei/kigyosien/annai.html</a></p>	
<b>●田辺市の助成制度 情報通信業・特定サービス業</b>	
<b>①事業所等設置奨励金 ②雇用奨励金 ③経営支援奨励金 ④市有地の無償貸付</b>	
<p>・投下固定資産総額3千万円以上(中小1千万円以上)</p> <p>・新規雇用者5人以上</p>	<p>①ア.固定資産税相当額(5年間) イ.情報通信業及び特定サービス業で、新規立地した場合、立地に必要な施設の改修費×1/3(500万円限度)</p> <p>②新規雇用者数×15万円 (3年間100人限度)(2年目以降は純増分)</p> <p>③ア.県融資制度のうち、新規開業資金又は成長サポート資金の利用に伴う信用保証料相当額 イ.情報通信業及び特定サービス業で、操業開始後1年以内に20人以上雇用する場合、民間施設の賃借料×1/2(3年間)(各期間1,000万円限度) ウ.のうちコールセンター、データセンターの場合は、賃借料及び通信回線使用料×1/2(3年間)(各期間1,000万円限度) ※県の賃借料補助及び通信回線使用料補助を受けた場合は、上記イ及びウの補助率は、それぞれ1/4</p> <p>④情報通信業・特定サービス業で、投下固定資産総額2億円以上、かつ、新規立地に伴い当該事業所等に10人以上雇用する場合、市が指定した市有地を無償貸付(7年間限度)</p>
<p>連絡先 田辺市 産業政策課 TEL 0739-26-9931 <a href="http://www.city.tanabe.lg.jp/sangyo/index.html">http://www.city.tanabe.lg.jp/sangyo/index.html</a></p>	
<b>●白浜町の助成制度</b>	
<b>①企業誘致促進助成金 ②雇用奨励金</b>	
<p>・3人以上の正社員雇用</p> <p>・営業開始3カ月前の申請</p>	<p>①ア.閉鎖中の宿泊施設を取得した場合 固定資産税の1/2相当額(5年間) イ.新たに新増設した場合 固定資産税の2/5相当額(5年間)</p> <p>②正社員雇用1人につき10万円(町内在住者に限る。) (限度額1,000万円)</p>
<p>連絡先 白浜町総務課 TEL 0739-43-5555 <a href="http://www.town.shirahama.wakayama.jp/soumu/kigyoyuti-yugusesaku.html">http://www.town.shirahama.wakayama.jp/soumu/kigyoyuti-yugusesaku.html</a></p>	

<b>■ 香川県</b>	
高松市	<b>●高松市企業誘致条例</b> ・新規常用雇用者30人以上(過疎・離島振興地域では25人以上) (新規常用雇用者数は、交付申請時に30人(25人)以上在職しており、かつ、交付申請時前6か月の毎月末における在職者の平均が30人(25人)以上であること) ・投下固定資産額×5/100(3年間、土地除く) ・新規常用雇用者数×20万円(3年間) ・新規短時間労働者数×10万円(3年間) ・限度額:3年間で2億円 連絡先 高松市商工労政課 TEL087-839-2411 <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/11606.html">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/11606.html</a>
	<b>●東かがわ市企業誘致促進条例</b> ・市内新規常用雇用者25人以上 (市内新規常用雇用者数は、交付申請時に25人以上在職しており、かつ交付申請時前6箇月の毎月末における在職者の平均が25人以上であること) ・土地を除く投下固定資産額の10% ・機器賃借料は5年以上リース機器の初年度分の50% ・市内新規常用雇用者数×20万円 ・市内新規短時間労働者数×5万円 ・助成合計限度額1億円 連絡先 東かがわ市商工観光課 TEL 0879-33-2750 <a href="http://www.higashikagawa.jp/itwinfo/i2294/">http://www.higashikagawa.jp/itwinfo/i2294/</a>
土庄町	<b>●土庄町情報通信関連企業立地促進補助金交付要綱</b> ・小豆郡内新規常用雇用者25人以上 ・郡内新規常用雇用者数×15万円(3年間、年間1,000万円まで) ・郡内新規常用雇用者に対する研修経費の1/2(1回のみ、1,000万円まで) ・事務所賃借料の1/2(3年間、年間500万円まで) ※町以外の機関から補助金を受ける場合は、当該金額を差し引いた額の2分の1に相当する額 ・求人に要する経費の10/100(3年間) ・限度額1企業当たり3,000万円 連絡先 土庄町商工観光課 TEL 0879-62-7004 <a href="http://www.town.tonosho.kagawa.jp/">http://www.town.tonosho.kagawa.jp/</a>
	<b>●松山市情報通信関連企業立地促進要綱</b> 対象要件 市内に新設し、又は増設すること 専用通信回線等を利用して集約的に業務を行うこと 操業時において新規雇用者20人以上 ①施設設備に係る奨励金:通信設備等整備(工事費及び機器購入費)1/2(3年以内) ②スタッフ教育に係る奨励金:社員及び研修生等教育に係る費用1/2(3年以内) ③事業用資産の賃貸借に係る奨励金:貸しオフィス、通信機器等の適正な賃貸料1/2(3年以内) ④専用通信回線利用に係る奨励金:専用通信回線利用料1/2(3年以内) ⑤雇用促進に係る奨励金:新規雇用者30万円/人(短時間15万円) 限度額:①+②+③+④⑧,000万円 ⑤3億円(3年以内) 総額:3億8,000万円 連絡先 松山市産業経済部地域経済課 TEL 089-948-6549 <a href="http://www.city.matsuyama.ehime.jp/chiike/">http://www.city.matsuyama.ehime.jp/chiike/</a>
<b>■ 愛媛県</b>	
松山市	<b>●伊万里市工場等の設置奨励に関する条例</b> 1.対象業種:情報通信業 2.要件:投下固定資産額が2,000万円を超え、特に市の経済振興及び雇用の創出に資すると市長が認める場合 課税された固定資産税:額の範囲内での奨励金(3年間)
	<b>●伊万里市工場等設置促進補助金</b> 1.対象業種:情報通信業 2.要件: (1)事業の用に供する投資額が2,000万円以上 (2)工場等設置決定日から1年以内の操業開始 (3)工場等設置決定日から1年を経過した日までの新規地元雇用者数 ①コンタクトセンター20人以上 ②それ以外の情報通信業5人以上 1.施設改修費等補助金 (1)補助対象経費 操業開始から1年を経過した日までの建物及び設備機器取得、賃借にかかる経費、施設内改修工事費、光回線引込工事費 (2)補助額 対象経費の1/2(上限2,000万円・初回のみ) 2.雇用促進補助金 (1)補助対象 ①市内に住所を有する者 ②雇用保険法に規定する一般被保険者 ③1年以上反復継続して在職する者 (2)補助額 新規地元雇用者数及び換算新規地元雇用者数×50万円(上限3,000万円・2年間) ※2年目は増加雇用分のみ対象 ※障害者雇用は倍額 連絡先 伊万里市産業部企業誘致推進課 TEL 0955-23-2184 <a href="http://www.city.imari.saga.jp/">http://www.city.imari.saga.jp/</a>
<b>■ 佐賀県</b>	
長崎市	<b>●長崎市企業立地奨励条例</b> 対象要件(土地取得型) 1)新規雇用者15人以上 2)投下固定資産額(土地代を除く)5億円以上 ①土地所得及び土地建物賃借の1/2(5年間) ②人件費:50万円/人(非正規は30万円/人、パートは15万円/人) 限度額:①土地取得は3億円、土地賃借費用は各年度5千万円 ②5千万円 対象要件(借上型) 1)新規雇用者15人以上 ①賃借料:賃料の1/2(5年間) ②人件費:50万円/人(非正規は30万円/人、パートは15万円/人) 限度額:①各年度5千万円 ②5千万円 連絡先 長崎市商工部産業振興課 TEL 095-829-1313
	<b>●佐世保市企業立地促進条例</b> 対象要件 1)大企業 投下固定資産額1億円以上かつ20人以上 2)中小企業 投下固定資産額3,000万円以上かつ10人以上 ※雇用者数の適用条件は、5年以内に達成することとする。 ①賃借料:賃料の1/2(5年間) ②人件費:50万円/人 ③固定資産税相当額:5年間 限度額:①各年度6千万円 ②5千万円 ③5年間で3億円 連絡先 佐世保市企業立地・観光物産振興局 TEL 0956-24-1111
島原市	<b>●島原市情報通信関連企業立地促進補助金</b> 対象要件 1)新規雇用者20人以上 ①人件費:5万円/人 限度額:1千万円 連絡先 島原市商工観光課 TEL 0957-62-8019



大 村 市	<b>●大村市コールセンター補助金</b>	
	対象要件 1)新規雇用者20人以上 2)雇用者数は事務所開設後5年以内	①賃借料:賃料の1/8(3年間) 限度額面積:2坪×従業員数 単価:1万円/月・坪 ②人件費:15万円/人 限度額:なし ③建設補助金:1)新築:1万円/㎡ 限度額:2500万円 2)改築:5000円/㎡×改築面積と実額の少ない方 限度額:1千円
	<b>連絡先</b> 大村市商工観光部商工振興課 TEL 0957-53-5919	
平 戸 市	<b>●平戸市情報通信関連企業立地促進奨励交付金</b>	
	対象要件 1)新規雇用者20人以上	①設備投資費:開設時及び人員増に伴う機械設備購入費の1/3 ②賃借料:事務所賃借料の1/8 ③人件費:新規雇用者×15万円 限度額①+②+③ 3年間で3,000万円
	<b>連絡先</b> 平戸市観光商工課 TEL 0950-22-4111	
沓 岐 市	<b>●沓岐市情報通信関連企業立地促進事業</b>	
	対象要件 1)新規雇用者及び派遣社員25人以上	①人件費:15万円/人 ②賃借料:事業所等の賃借料の1/8(3年間) ③設備:改修費5000円/㎡×改修面積又は実額の少ない方 ④賃借料(住居賃借料)1/2助成 月額5万円×12ヶ月限度(高熱水費・共益費含まず)2名まで ⑤2)社用車リース代助成(1/2)1台限り 3年間 限度額:①+②+③ 3年間の総額3,000万円以内
	<b>連絡先</b> 沓岐市観光商工課 TEL 0920-44-6111	
五 島 市	<b>●五島市工場等設置奨励条例</b>	
	対象要件 1)新規雇用者10人以上	①固定資産税相当額の助成金(3年間) ②新規雇用1人につき20万円(新卒者雇用の場合は25万円) 限度額:年間1千円(3年間)
	<b>連絡先</b> 五島市商工振興課 TEL 0959-72-7862	
西 海 市	<b>●西海市企業立地奨励条例</b>	
	対象要件 1)新規雇用者10人以上(中小企業にあつては5人以上)	①新規雇用1人につき30万円(新卒者雇用の場合は50万円)
	<b>連絡先</b> 西海市企画振興部政策企画課 TEL 0959-37-0063	
雲 仙 市	<b>●雲仙市工場等設置奨励に関する条例</b>	
	対象要件 1)投下固定資産額(土地代を除く)1億円以上 2)新規雇用者10人以上	①人件費:30万円/人 限度額:5,000万円
	<b>連絡先</b> 雲仙市農林水産商工部商工労政課 TEL 0957-38-3111	
南 島 原 市	<b>●南島原市企業等設置奨励条例</b>	
	対象要件 1)投下固定資産額3,000万円以上 2)新規雇用者5人以上	①通信費:事業の用に供する通信費の25% ②賃借料:事務所賃借料の25% ③人件費:新規雇用者×30万円 限度額①3年間で1,000万円 ②3年間で2,000万円 ③1人1回限り5,000万円
	<b>連絡先</b> 南島原市企画振興部商工観光課 TEL 050-3381-5032	
新 上 五 島 町	<b>●新上五島町情報通信関連企業立地促進補助金</b>	
	対象要件 1)新規雇用者及び派遣社員25人以上	①人件費:15万円/人 限度額:1,000万円
	<b>連絡先</b> 新上五島町商工交通政策課 TEL 0959-53-1111	
<b>■熊本県</b>		
熊 本 市	<b>●熊本市企業立地促進条例に基づく優遇制度</b>	
	対象業種:市内に事業所を新設・増設・移設する企業 情報提供サービス業(コールセンターを含む)の要件(業種詳細は右記HP参照) ・新設・増設:以下の市内居住の新規常用従業員数を満たすこと。 ・新設10人以上(中小企業者は5人以上)、増設5人以上 ・移設:土地取得費が1億5千万円以上	交付内容(新設・増設) ①施設設置補助金:固定資産税、都市計画税及び事業に係る事業所税の相当額(3か年度分) ②用地取得等補助金:土地取得 土地取得費の10% 賃貸3年間分の土地・建物の賃料(敷金、共益費等を除く)の1/2 ③雇用促進補助金:新規常用従業員1人につき補助金を交付 正社員50万円 正社員以外15万円(3年間) ※2年目及び3年目は、前年より10人以上増加した場合に限り、当該増加分について交付 ④設備投資補助金:投下固定資産額×10%(家屋・償却資産のみ、土地を除く) ※投下固定資産取得額が3億円以上の場合に限り交付(リースを除く) 限度額:20億円(①～④の合計額) 交付内容(移設) 用地取得等補助金:土地取得費の10%(限度額20億円)
	<b>連絡先</b> 熊本市産業政策課 TEL 096-328-2375 <a href="http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/">http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/</a> 「経済・ビジネス」ページ	
八 代 市	<b>●八代市企業振興促進条例</b>	
	対象業種:情報通信業、複数の県の区域に係る業務を処理する事務所(コールセンター、データ入力センター、事務オペレーションセンターなど)、製造業など 奨励措置(適用工場等の指定)の要件:土地、家屋及び償却資産で、事業の用に直接供するもので、その取得価格合計額が2,000万円を超えること。 新設の場合:新規雇用者(パートを除く)の数が10人以上 増設の場合:新規雇用者(パートを除く)の数が5人以上 ※複数の県の区域に係る業務を処理する事務所の場合 新設の場合:新規雇用者(パートを除く)の数が30人以上 増設の場合:新規雇用者(パートを除く)の数が10人以上	①固定資産税の減免 新設初年度～3年度:100% 4年度～5年度:50% 増設初年度～3年度:50% ②工場等建設補助金(新設の場合):投下固定資産総額が1億円以上の工場等の場合 新規雇用者数10人以上40人未満:投下固定資産総額×2%(土地代を除く) 限度額:1億円 新規雇用者数40人以上:投下固定資産総額×3%(土地代を除く) 限度額:2億円 ③用地取得等補助金(新設の場合):投下固定資産総額が1億円以上の場合、土地の取得価格の30/100(限度額5,000万円)を交付する。また、工場等を賃借する場合、敷金等を除く1年間の賃借料の1/2(限度額1,000万円) ④雇用奨励金:新規雇用者1人につき、年間20万円(限度額5,000万円)
	<b>連絡先</b> 八代市企業誘致課 TEL 0965-32-3662 <a href="http://www.city.yatsushiro.kumamoto.jp/ar/article_view.phtml?id=15213">http://www.city.yatsushiro.kumamoto.jp/ar/article_view.phtml?id=15213</a>	
山 鹿 市	<b>●山鹿市工場等設置奨励条例に基づく優遇制度</b>	
	対象要件 情報サービス業 建物、機械装置、備品(土地を除く)などの取得価格の合計額が、 ①新設は5,000万円を超え、常時雇用する従業員数が10名以上であること。 ②増設は、2,000万円を超え、常時雇用する従業員数が5人以上であること。	①工場等設置奨励金(3年間) 1年目 納税された固定資産税額の100% 2年目 納税された固定資産税額の80% 3年目 納税された固定資産税額の60% ②雇用奨励金 市内に住所を有する人を操業開始の日から雇用し、1年以上引き続き常時雇用した場合、一人当たり20万円、600万円を限度。
	<b>連絡先</b> 山鹿市商工観光部商工課(企業誘致推進室) TEL 0968-43-1413 <a href="http://www.city.yamaga.kumamoto.jp/">http://www.city.yamaga.kumamoto.jp/</a> 農業・商工業⇒商工業⇒商工業支援制度の「工場等設置の優遇制度」	

天草市	<b>●天草市企業立地促進条例</b>	
	①・投下固定資産総額:新設2,000万円以上、増設1,000万円以上 ・雇用従業員(常時雇用・市内居住):新設10人以上、増設5人以上 ②・投下固定資産総額:新設・増設5,000万円以上 ・雇用従業員(常時雇用・市内居住):新設10人以上、増設5人以上 ③・投下固定資産総額:新設・増設5,000万円以上 ・雇用従業員(常時雇用・市内居住):新設10人以上、増設5人以上 ④・投下固定資産総額:新設・増設5,000万円以上 ・雇用従業員(常時雇用・市内居住):新設・増設10人以上 ⑤・雇用従業員(常時雇用・市内居住):新設10人以上、増設5人以上	①固定資産税の課税免除:固定資産税3箇年課税免除 ②工場等建設補助金:投下固定資産総額×5% (上限5,000万円) ③用地取得補助金:用地取得費×30% (上限1億円) ④雇用奨励金:1人当たり30万円(上限3,000万円) ただし、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及び学術・開発研究機関の用に供する施設においては、投下固定資産総額が5,000万円未満であっても、新規雇用者が10人以上の場合、雇用奨励金を交付することができる。 ⑤土地建物賃借補助金:操業開始から3年以内の土地建物賃借料(1年間の上限150万円)ただし、敷金、権利金その他これらに類する経費を除く
連絡先 天草市商工観光課産業支援係 TEL 0969-32-6787 <天草地域産業・雇用創出協議会HP> <a href="http://www.city.amakusa.kumamoto.jp/346/ricchi/measures.html">http://www.city.amakusa.kumamoto.jp/346/ricchi/measures.html</a>		

大分県	<b>●企業立地促進助成制度</b>	
	対象業種:1)製造業、2)大分流通業務団地へ立地する企業、3)情報サービス業、学術研究、専門・技術サービス業 対象要件:【設備投資額】新設10億円以上(中小企業2億円以上) / 増設・移設10億円以上(中小企業1億円以上) 【新規雇用従業員数】新設20人以上(中小企業5人以上) / 増設・移設10人以上(中小企業2人以上) ※3)情報サービス業等については新設のみ対象。また設備投資額を要件としない。	①設備投資助成金 設備投資額×5%以内の額(限度額5億円) ②新規雇用従業員の数×50万円以内(限度額1億円) ①+②の合計限度額5億円(単年度2億円を上限とする分割方式)
連絡先 大分市産業振興課 産業振興係 TEL 097-534-6111 (内線:1622)		

宮崎県	<b>●企業立地奨励制度</b>	
	対象要件 ①誘致企業:新規雇用6人以上 ②地場企業:新規雇用6人以上 ③大型立地企業:新規雇用300人以上かつ投資1億円超 ④新設:新規雇用20人以上 ⑤増設:新規雇用40人以上	①雇用割:新規雇用者1人当たり20万円、投資割:投資額の4% 限度額:3億円 ②雇用割:新規雇用者1人当たり20万円、投資割:投資額の2% 限度額:1億円 ③雇用割:新規雇用者1人当たり20万円、投資割:投資額の4% 限度額:4億円 ④賃料助成金:賃借料の1/2以内 月限度額100万円×24カ月 限度額:2,400万円 ⑤賃料助成金:賃借料の1/3以内 月限度額50万円×12カ月 限度額:1,200万円
連絡先 宮崎市観光商工部企業誘致推進室 TEL 0985-21-1793 <a href="http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/www/contents/1202255959230/index.html">http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/www/contents/1202255959230/index.html</a>		

延岡市	<b>●企業立地促進条例</b>	
	対象要件 ①新規雇用者が中小企業5人以上もしくは大企業10人以上 ②投下固定資産総額が中小企業5,000万円以上、大企業3億円以上で、かつ常時雇用者中小企業5人以上、大企業10人以上 ③②の要件かつ新規雇用30人以上 ④新規雇用3人以上 ⑤新規雇用30人以上	①新規雇用者1人当たり20万円 限度額:1,000万円、専用通信回線年間使用料の80%3年間(県の制度併用の場合20%を3年間) 限度額500万円/年、専用通信回線等の設置費の100% 限度額10万円(1回限り) ②固定資産税3年間課税免除+①の助成内容 ③自社の同一施設に貸しオフィスの新設した場合:賃貸施設新設費用50% 限度額1.5億円 ④オフィス賃借料の50%を2年間(限度額1年目10万円/月、2年目5万円) ⑤オフィス賃借料の50%を2年間(限度額100万円/月) ※雇用は延岡市民に限る
連絡先 延岡市商工観光部工業振興課企業立地係 TEL0982-22-7035 <a href="http://www.city.nobeoka.miyazaki.jp/contents/shoukou/kougyou/kigyuu/">http://www.city.nobeoka.miyazaki.jp/contents/shoukou/kougyou/kigyuu/</a>		

日向市	<b>●企業立地促進条例奨励措置</b>	
	対象要件 ①新規雇用5人以上 ②新規雇用(正社員・準社員・契約社員)5人以上 ③投下固定資産総額5,000万円以上	①新規雇用者1人当たり20万円 限度額1,200万円、専用通信回線年間使用料の80%3年間(県の制度併用の場合20%を3年間) 限度額500万円/年、専用通信回線等の設置費の100% 限度額10万円(1回限り) ②賃借料の1/2以内 限度額500万円/年 5年間 ③3年間課税免除 ※雇用は日向市民に限る
連絡先 日向市産業経済部商工港湾課港湾・企業立地係 TEL0982-52-2111 <a href="http://www.city.hyuga.miyazaki.jp/office/attracting.html">http://www.city.hyuga.miyazaki.jp/office/attracting.html</a>		

鹿児島県	<b>●鹿児島市企業立地促進補助金</b>	
	対象要件 1)新規雇用者30人以上で設備投資額が10億円未満 2)新規雇用者30人以上で設備投資額が10億円以上	1)の助成内容 ①設備投資額×2/100+雇用者数×30万円(初年度のみ) ②固定資産税・都市計画税・事業所税の納税額×1/2(3年間) ③ア設備投資額×2/100+新規雇用者数×30万円(初年度のみ) ④イ固定資産税・都市計画税・事業所税の納税額×1/2(3年間) 限度額:①3,000万円 ②3,000万円(1,000万円/1年) ③ア1,500万円 ④イ1,500万円(500万円/1年)※①, ②, ③から1つ選択 2)の助成内容 ①設備投資額×6/100(初年度のみ) ②固定資産税・都市計画税・事業所税の納税額×1/2(3年間) ③ア設備投資額×6/100(初年度のみ) ④イ固定資産税・都市計画税・事業所税の納税額×1/2(3年間) 限度額:①2億5千万円 ②3億円(1億円/1年) ③ア1億5千万円 ④イ1億5千万円(5千万円/1年)※①, ②, ③から1つ選択
連絡先 鹿児島市経済局商工振興部雇用開発課 TEL 099-216-1314 <a href="http://www.city.kagoshima.lg.jp/">http://www.city.kagoshima.lg.jp/</a>		

奄美市	<b>●奄美市企業立地等促進条例</b>	
	対象要件 ・新規地元雇用8人以上	①新規地元雇用者数×12万円(3年間) ②オフィス賃借料×1/4(3年間) ③通信回線使用料×1/4(3年間) ④研修費5万円/人(3年間) 限度額:①2千万円 ※②+③+④の合計交付限度額 1千5百万円(1年間) 4千5百万円(3年間)
連絡先 奄美市産業振興部産業情報政策課 TEL 0997-52-1111 (内線1424・1421) <a href="http://www.city.amami.lg.jp/">http://www.city.amami.lg.jp/</a>		

※情報は2009年6月末現在のものです。また、自治体の支援制度すべてを網羅しているものではありませんので、詳細等につきましては各自治体連絡先までお問い合わせ下さい。

# 2009年度 社団法人日本テレマーケティング協会 役員一覧

五十音順/敬称略



**会長**  
菱沼 千明  
東京工科大学  
コンピュータ  
サイエンス学部教授



**副会長**  
船津 康次  
トランスコスモス(株)  
代表取締役会長



**常任理事**  
岩城 久剛  
第一アドシステム(株)  
代表取締役社長



**常任理事(新任)**  
岡本 英一  
(株)もしもし  
ホットライン  
常務執行役員



**常任理事(新任)**  
坂本 雅志  
(株)ベルシステム24  
常務執行役員



**常任理事(新任)**  
關 雅夫  
東日本電信電話(株)  
コンシューマ  
事業推進本部  
企画部長



**常任理事**  
林 純一  
(株)テレマーケ  
ティングジャパン  
代表取締役社長



**常任理事**  
林 博道  
(株)NTTソルコ  
常務取締役



**理事**  
遠藤 克彦  
ビーウィズ(株)  
代表取締役社長



**理事(新任)**  
小川 武志  
(株)KDDIエポルバ  
取締役  
執行役員常務



**理事**  
川越 憲治  
川越法律事務所  
弁護士



**理事**  
立花 忠恒  
日本アイビーエム・  
ビジネスサービス(株)  
代表取締役社長



**理事(新任)**  
寺田 育彦  
伊藤忠テクノ  
ソリューションズ(株)  
執行役員



**理事**  
長島 広太  
東洋大学  
経済学部教授



**理事**  
日暮 松子  
(社)全国消費生活  
相談員協会  
顧問



**理事**  
松岡 萬里野  
(財)日本消費者協会  
参与



**理事**  
渡邊 辰夫  
三井情報(株)  
執行役員



**監事**  
資宗 克行  
情報通信ネット  
ワーク産業協会  
専務理事



**監事**  
野口 康夫  
東陽監査法人  
公認会計士

## 協会日誌

### 6/19人材育成委員会

- ①第3回SVによる意見・情報交換会(大阪開催)の開催報告をした。
- ②SV意見・情報交換会へのオブザーブ参加について、委員会活動の周知を目的に委員以外も受け入れることとなった。

### 6/25事業委員会

- ①海外視察ツアーについて  
・ツアー開催に当たり新型インフルエンザの影響が考えられることから、旅行会社の意向を確認し、事業委員会としての見解を

定め、理事会に諮ることとなった。

- ②テレマーケティング・ガイドブックVOL.19の発行について  
・プレゼンテーションを踏まえ、(株)アイ・エム・プレスに業務委託することとなった。

### 7/7理事会

- ①理事選任ならびに常任理事互選について  
・古賀哲夫常任理事の退任に伴い、東日本電信電話(株) コンシューマ事業推進本部 企画部長の關雅夫氏を理事に選任し、併せて常任理事に互選した。
- ②社団法人日本テレマーケティング協会会

### 員行動理念の策定について

- ・「顧客志向経営」「倫理的行動規範」「企業横断的協調」「人材育成」「人と技術の融合」の5つに基づいた行動理念策定することとなった。
- ③入退会について  
・6月2日の理事会以降の入退会について承認した。
- ④海外視察ツアーについて  
・新型インフルエンザ等による影響等、現在の状況について説明し、会員企業に対し参加意向に関するアンケート調査を実施し、その状況を以て事業委員会に付し開催の是非の最終判断することとなった。



# JTA NEWS TOPICS

## JTA NEWS Vol.149 Contents

各自治体のコールセンター 支援制度一覧③	1
役員一覧・協会日誌	7
コンタクトセンターQ&A	8

### 次号予告

「JTANEWS」Vol.150では、「特定商取引法の改正について」「コールセンター見学会報告」などを掲載する予定です。 ※掲載内容は変更する可能性があります

### JTAメールニュース好評配信中

情報調査委員会・広報委員会ではJTAメールニュースの配信を行っています。配信ご希望の方は、「JTAメールニュース配信希望」と明記のうえ、配信先メールアドレス・会社名・部署名・氏名・連絡先電話番号を記入し、当協会事務局e-mailアドレス (office@jtasite.or.jp) までお申込みください。

**VOL.109 (2009年7月16日配信)**

**配信数:3,588名**

**【協会からのご案内】**

1. 「トレーナー養成講座」大阪開催のご案内

**【業界動向・情報】**

2. 情報処理実態調査(経済産業省)

3. 情報セキュリティガバナンス導入ガイドランス(経済産業省)

4. 2008年 情報セキュリティインシデントに関する調査報告書(日本ネットワークセキュリティ協会)

5. 個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドラインの改正案に対する意見募集(経済産業省)

6. 派遣労働者の労働条件・安全衛生の確保のために(厚生労働省)

7. 電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドラインが改正(総務省)

8. 個人情報保護法に関する良くある質問と回答(内閣府)

9. 緊急人材育成・就職支援基金による実習型雇用支援事業(厚生労働省)

10. 平成21年版 情報通信白書(総務省)

**【セミナー・イベント情報】**

11. コールセンター/CRM デモ&コンファレンス2009 in 大阪 いよいよ7月29日から開催!

**【監督官庁等からのお知らせ】**

12. 国の機関や、地方公共団体による中小企業の受注の増加(経済産業省、中小企業庁)

**お答えします。**  
テレマーケティングの  
あらゆる「?」

テレマーケティング電話相談室

**03-5289-0404**

受付時間 10:00～16:00 (土曜・日曜・祝日を除く)

コミュニケーション・ヒューマンリソース  
センターマネジメント・スクリプト・システム etc

あなたの疑問・質問に **お答えします!**

コンタクト  
センター

**Q&A**

### 回答者

鈴木 誠氏

(株)フジスタッフ CCM事業部 シニアコンサルタント  
JTAテレマーケティングスクール  
スクリプト作成講座 講師

### A インバウンドスクリプトは ロープレツール

確かにインバウンドのセンターではお客様次第なので100人のお客様がいれば100通りのスクリプトを用意しなければならない…というジレンマがあります。お客様主導である以上、定型のスクリプトは作りようがない、というのが実情です。

しかもお客様は単一の質問とは限らず、一度に複数の質問をぶつけてくることが多いのです。また、クレーム系となると一定のスクリプトは作りようがありません。

インバウンドセンターでのスクリプトの位置づけとは、初期研修におけるロープレツール、つまり人材育成のためのツールと考えるべきです。まさしく「ケーススタディ」訓練ツールなのです。

### コールリーズントップ10に対応

コールリーズントップ20%のスクリプトを用意しておけば、80%のコールに対して対応ができると言われています。コールリーズントップ10の集計はどこのセンターでも行っているのですが、その集計データにまず目を向けるべきでしょう。上位リーズントップ10の抽出し、それに対してどう回答(対応)すべきか、という「雛形」を作成する必要があるでしょう。この上位トップ10の対応方法をスクリプトにしておけば大半の問い合わせには対応できる「準備」ができます。

雛形スクリプトを元に徹底的に初期ロープ

**Q** インバウンドセンターなのですが、あまりにもいろいろなケースがありすぎて、スクリプトの作りようがないので困っています。インバウンドセンターではスクリプト作成は必要ないのではとも思っています。

レで訓練する必要はあります。しかし初期研修の内容は実践ではあまり役に立たなかった、という声がテレコミュニケーターへの事後アンケートでは多いようです。「顧客との会話がスクリプト通りにいくはずがない」ということを研修担当者も認識し、受講者にも理解させる必要があります。もちろん「実践で役に立つ事例」を常に吟味する必要がある管理者側にはあります。

### スクリプトよりもFAQ

インバウンドセンターではスクリプト作成より「FAQの整備」に時間と労力を費やすよう心がけてください。ただ、どんなに優れたFAQシステムがあっても中身がなければただの箱です。重要なのは、検索性を前提として、いかにコンテンツを充実させるかなのです。

FAQコンテンツを短時間で作り上げた事例を紹介します。

あるセンターで数ヶ月の間FAQ整備ができずに悩んでいた担当者がいました。日常業務に追われて手が回らないのです。そこで私は、現場のテレコミュニケーターを全員巻き込んでFAQコンテンツを整備することを勧めました。もちろんコールの閑散期を狙って。一人1日たったひとつのFAQを作成すれば、100名で月20日稼働として、1ヶ月になんと2,000個のFAQが完成します。日夜お客様と直に接しているテレコミュニケーターの感性で作成されたFAQはやはり生きています。

さらに、回答作成のためにテレコミュニケーターの「資料を調べる癖」を育み、回答をチェックするSVやトレーナーは個々のスキルが過不足が把握でき、指導育成のヒントにもなります。そして、何よりも「皆で作ったFAQ」という共通財産を短時間で作り上げた達成感…と、まさに一石二鳥、三鳥という大きなイベントにもなりました。

\*JTAニュースに関する情報は、下記の専用サイトでご確認下さい。

詳細やお申込はJTAスクールのホームページ   まで。

[http://www.jtasite.or.jp/jta\\_school/index.html](http://www.jtasite.or.jp/jta_school/index.html)